

# 練馬区学校徴収金事件調査委員会報告（概要）および再発防止策

## 1 練馬区学校徴収金事件調査委員会報告（概要）

本事件は、平成 25 年に起きた学校徴収金着服事件の反省を踏まえ、学校徴収金の管理体制改善の取組を進めてきたにもかかわらず、再び起きた事件である。

### (1) 着服事件の概要

元教育委員会非常勤職員（以下、「本人」とする。）は、石神井南中学校在職中である平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、同校の総合口座に入金された教材費および給食費を、各学年用の口座に移し替える際等に、自己の用途に充てるため複数回にわたり着服した。また、平成 28 年 4 月から配属された関町小学校においては、校長印（公印）を無断で押印した引き出し用の伝票を作成し、給食費口座から現金を引き出した。

### (2) 学校徴収金緊急実地調査の結果

教育委員会は、平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 7 月 15 日にかけて、28 名（14 チーム）で、区立小中学校および幼稚園（全 102 校（園））に対し、学校徴収金緊急実地調査を行った。結果、紛失や着服はなかったが、学校徴収金に係る執行体制にばらつきがある他、複数の学校において事務手続き上の不備を確認した。

### (3) 着服事件に係る原因分析

学校徴収金取扱の手引きは校長含め学校全体に浸透しておらず、手引きに規定する手続きや管理用マニュアルを遵守していなかったこと。

石神井南中学校では、学校長が本人を信頼し、会計処理を本人に任せきりにしていたため、実質的に本人が学校徴収金に関する会計処理を一手に担っていた。このことにより、学校現場における相互チェック体制が機能せず、多年にわたり不正行為に気付かなかったこと。

関町小学校では、前述の着服事件の概要にあるように、校長印（公印）を無断で押印して引き出し用の伝票を作成し、当該口座から現金を引き出したことを踏まえると、印鑑管理に問題があったこと。

教育委員会では、学校から年 4 回提出されるチェックシートにより学校徴収金の点検を行っていたものの、根拠ある資料添付を求める等の確認が不十分であったこと。

教育委員会による実地調査や準公金管理定期モニタリングの実施体制が不十分であったこと。

教育委員会は、教職員に対して、手引きや管理用マニュアル等に基づく会計処理の周知が不十分であったこと。

以上のことから、本事件の一義的な責任は校長にあると考えられるが、教育委員会にも再発を防止できなかったことに対する責任があると指摘せざるを得ない。

#### (4) 事件の再発防止策

再発防止にあたっては、学校現場および教育委員会における相互チェック体制の強化や学校徴収金取扱の手引きを分かりやすく改訂することを直ちに行うべきである。加えて、教育委員会は、抜本的対策として、教職員が現金を取り扱わずに会計処理を行うシステムを可能な限り早急に導入する必要がある。

## 2 教育委員会が行う再発防止策

### (1) 直ちに取り組む対策

学校現場には会計処理だけでなく、様々なマニュアル・手引きが存在する。学校長が、その全てを詳細に理解することは実質的に困難である。そこで、会計処理において学校長がチェックすべきポイントをわかりやすく記載した、簡易版の学校徴収金取扱の手引き（以下、「手引き」とする。）を作成する。また、学校長を対象とし、学校徴収金管理方法等について悉皆研修を行う。

非常勤職員である学校事務補助員が行う会計処理について、必ず常勤の都費事務職員が点検するよう、事務処理手順を規定する。また、本事件は、同一人物が、会計処理を多年にわたり実施していたため事件の発見が遅れたことを踏まえ、学校事務補助員の人事異動のあり方について検討する。

学校現場において、公印は対外的に発出する様々な書類に使用する等、使用頻度が高い。その公印を銀行印とすることは、校長に無断で現金を引き出される機会を生むことになる。そこで、教育委員会で全校の専用銀行印を作成し、使用を義務付けるとともに、その管理方法について、手引きに規定する。

現行の手引きに基づき四半期ごとに学校から教育委員会に提出する学校徴収金チェックシートに、出納簿や口座残高を証明する資料の添付を義務付ける。また、本事件が起きた両校は、学校徴収金を当座預金口座で管理しているため、通帳が存在しない。このため、入出金状況を把握しにくいのが、インターネットバンキングを活用することで確認が容易になるので、今後は、これを活用し、口座残高と出納簿を確認

する旨、手引きに規定する。

学校経理事務に対する点検を、区の監査を含め、2年に1回は実施できるよう、教育委員会が実施する学校経理事務等実地調査や準公金モニタリングについては、区の監査と対象校が重複しないよう選定する。29年度については、これらに加えて、全区立小中学校および幼稚園に対する学校徴収金実地調査を行う。

学校現場においては、年度末や年度当初に学校徴収金の決算や返還等の事務が発生する。その時期に学校現場で実施または確認すべき事項等について教育委員会より周知を図り、会計処理をサポートする。

## (2) 抜本的な対策

教職員が現金を取り扱わないシステムの運用については、国や都の支援の動向にも注視し、コストの精査を行いながら開発を目指す。